

令和 5 年 10 月 1 日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書

収 受 印

整理番号

※

令和 年 月 日	申告者兼届出者	(住所) 〒 —		(電話)														
		(ふりがな)																
		(氏名又は名称及び代表者氏名)																
		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。																
	(個人番号又は法人番号)																	
	(問い合わせ先)		(担当者)		(電話)													
税務署長 殿	貯蔵場 所	(貯蔵場所の所在地) 〒 —		(電話)														
		(ふりがな)																
		(貯蔵場所の名称)																

下記のとおり、令和 5 年 10 月 1 日現在における手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）を提出します。

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）附則第 39 条第 14 項又は同条第 17 項の規定を受けるので、同条第 15 項又は第 19 項により準用する第 7 項の規定により届出します。

記

納付すべき税額等の計算				摘 要													
この申告書に対する税額	算 出 税 額 ①	(税額算出表M欄の差引酒税額)		該当する項目をチェック(☑)してください													
	端 数 切 捨 額 ②	(①の 100 円未満の額)		1 申告する理由 ☐ 引上対象酒類の所持数量 1,800 ℓ 以上 ☐ 上記に該当しないが還付を受けるため													
	納付すべき税額 ③	(①-②)		2 貯蔵場所の区分 ☐ 卸売免許場 ☐ 小売免許場 ☐ 料飲店等 ☐ 蔵置所等													
	還付を受ける金額 ④	①がマイナスの場合に記載します		3 一括申告の有無 ☐ 有 (場) ☐ 無 4 他署管内の貯蔵場所の有無 ☐ 有 (場) ☐ 無													
修正申告前の確定額	修正申告の場合の納付すべき税額 ⑤	00 円		還付される税金の受取場所			銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所・本所・支所						
	還付を受ける金額 ⑥	円			郵便局 名等	預金 種類		普通	当座	納税準備	貯蓄						
差引納付税額 (③-⑤+⑥-④)		⑦		00 円		(期限後申告又は修正申告する理由)											
還付税額 (④)		⑧		▲ 円													
通 信 日 付 印		※		確認者		※		身元確認		※ ☐ 済 ☐ 未済		☐		※確認書類 個人番号カード／通知カード 運転免許証・その他			
修正申告の場合の当初の申告書提出年月日		※		確認者		※		審査者		※		納期限		※			
税理士法上の 書面提出の有無		☐		税理士法第 30 条の書面提出有		税 理 士		税 署		名							
		☐		税理士法第 33 条の 2 の書面提出有													

(注) 1 ※印欄は、記載しないでください。

2 「税理士法上の書面提出の有無」欄は、当該申告書を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

その他参考となる事項